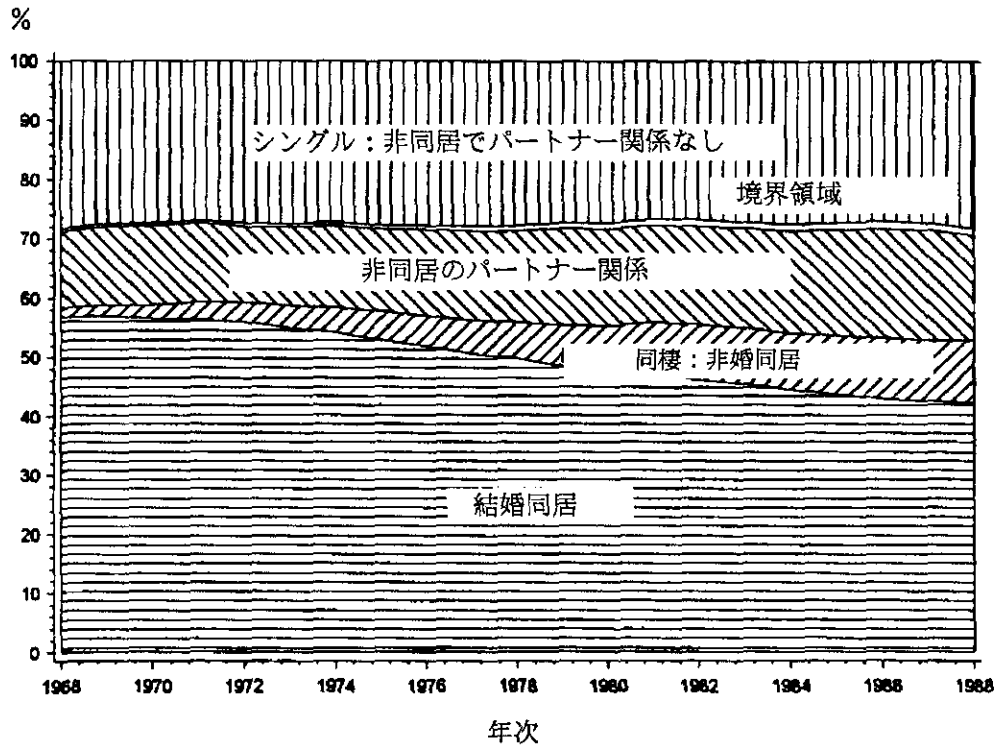


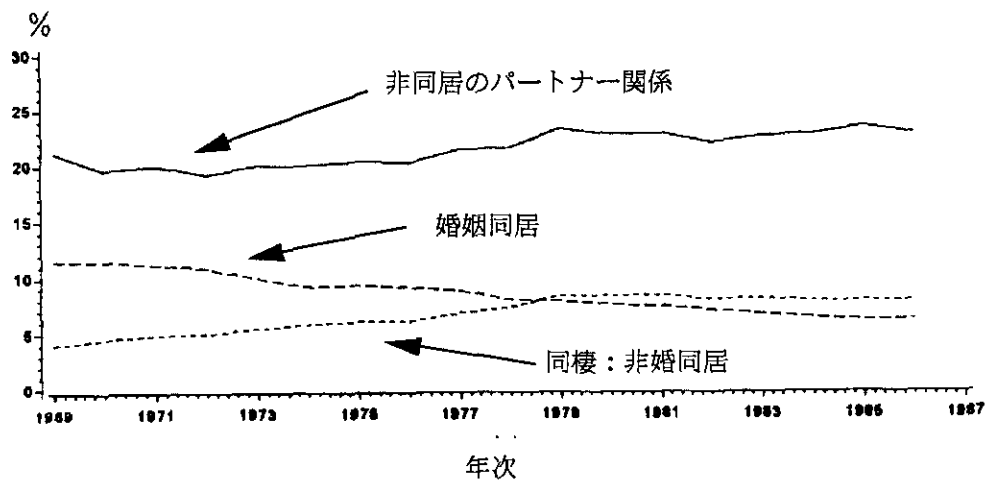
- Bevölkerungswissenschaft, Jg.22,2/3-97,S.159-194, Verlag Leske+Budrich, Opladen
- Klein,Thomas, 1999, Verbreitung und Entwicklung Nichteelicher Lebensgemeinschaften im Kontext des Wandels partnerschaftlicher Lebensformen, S.63-94: in Thomas Klein, Wolfgang Lauterbach (HRsg.), Nichteeliche Lebensgemeinschaften-Analyse zum Wandel partnerschaftlicher Lebensformen, Leske+Budrich, Opladen, ISBN 3-8100-2344-2
- Niemeyer, Frank, 1994, Nichteeliche Lebensgemeinschaften und Ehepaare - Formen der Partnerschaft gestern und heute, Wirtschaft und Statistik 7/1994, S.504-517
- Müller, R., Thorsten Sommer und Andreas Timm, 1999, "Nichteeliche Lebensgemeinschaft oder Ehe? -Einflüsse auf die Wahl der Partnerschaftsform beim ersten Zusammenzug im Lebenslauf"., Zeitschrift für Bevölkerungswissenschaft, Jg.24,4/1999,S.449-472
- Roloff, Juliane, Jürgen Dorbritz(Hrsg.), 1999, Familienbildung in deutschland anfang der 90er Jahre-Demographische Trends, individuelle Einstellungen und socio-ökonomische Bedingungen, Schriftenreihe des BIB Band 30,Leske+Budrich
- Schwarz,Karl, 1999, Rückblick auf eine demographische Revolution Überleben und Sterben, Kinderzahl,Verheiratung, haushalte und Familien, Bildungsstand und Erwerbstätigkeit der Bevölkerung in Deutschland im 20.Jahrhundert im Spiegel der Bevölkerungsstatistik, Zeitschrift für Bevölkerungswissenschaft, Jg.24,3/1999,S.229-279, Verlag Leske+Budrich, Opladen
- Schwarz, Karl, 1999,Bedeutung der Berufsbildungsabschlüsse für Verheiratung und Kinderzahl der Frauen und Männer in den alten Bundesländer, Zeitschrift für Bevölkerungswissenschaft, JG 24, 2-1999 S. 213-220, Leske+Budrich
- Statistisches Bundesamt (StBA), 1999, Fachserie 1, Reihe 3, Haushalte und Familie- (Ergebniss des Mikrozensus), Metzler Poeschel, Wiesbaden

図1 パートナー関係の年次変化 (1968-88年、18歳から35歳まで)



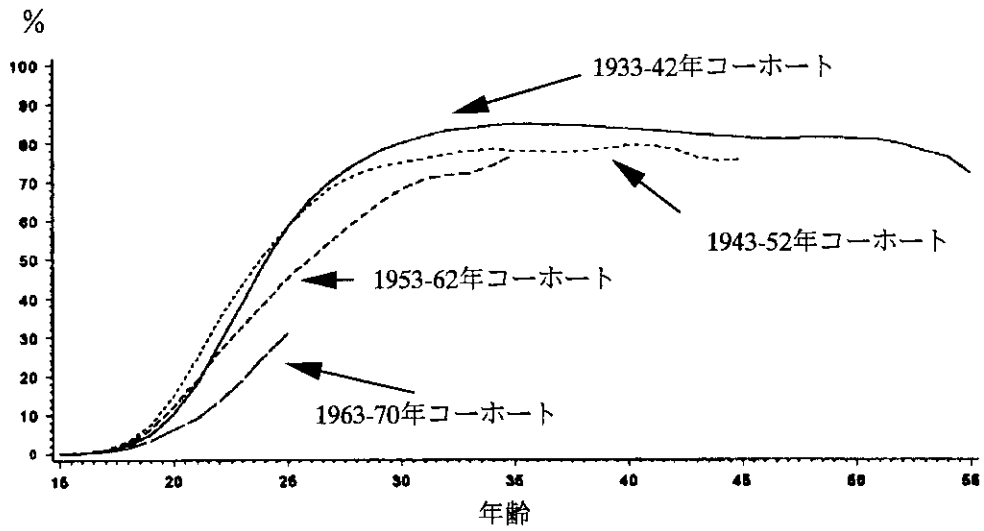
出典：(Klein: 1999: : 79) より加工

図2 パートナー関係への参入率 (1968-88年、18歳から35歳まで)



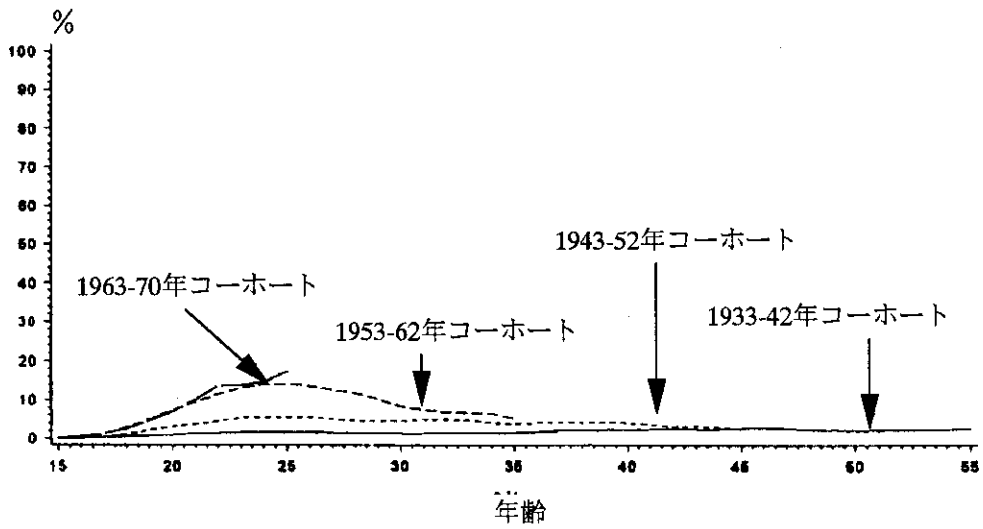
出典：(Klein: 1999: : 81) より加工

図3 コーホートごとの変化（結婚同居）



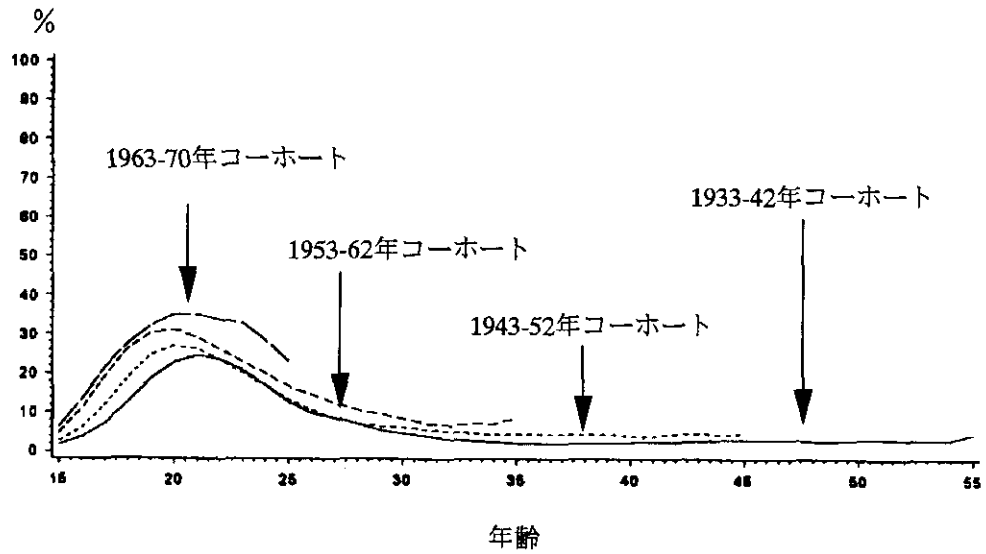
出典：(Klein: 1999: : 83) より加工

図4 コーホートごとの変化（同棲：非婚同居）



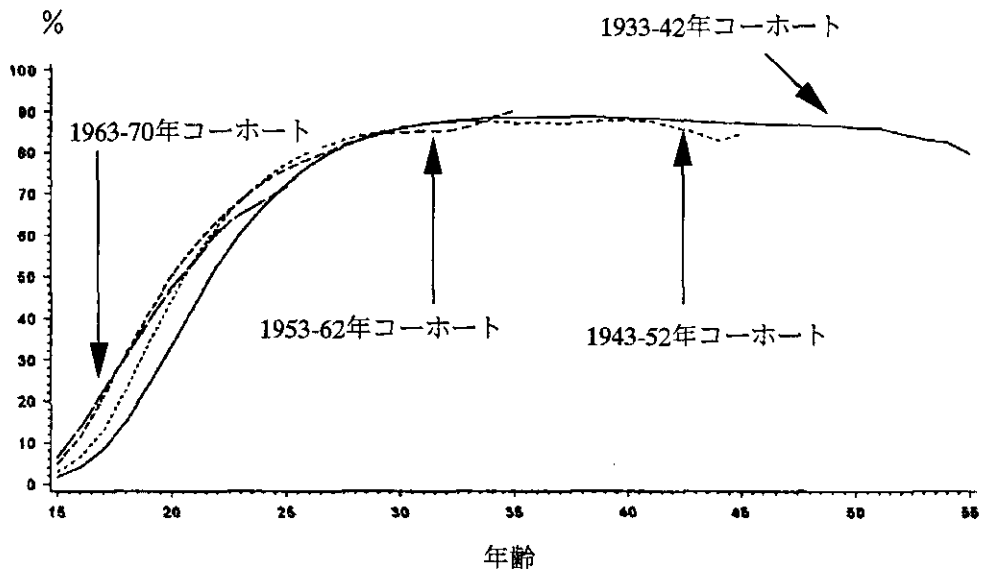
出典：(Klein: 1999: : 84) より加工

図5 コーホートごとの変化（非同居のパートナー関係）



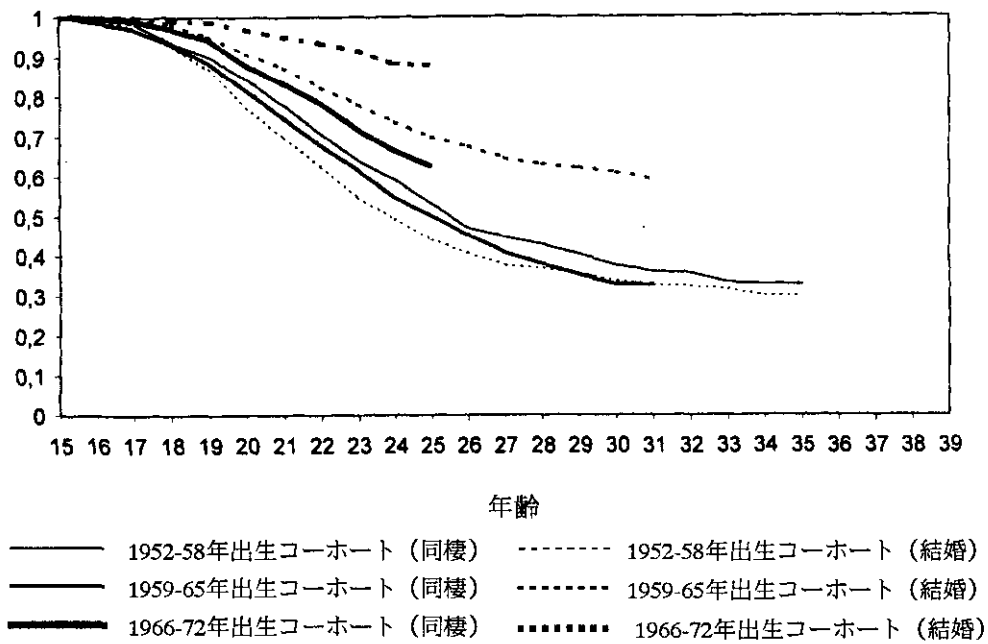
出典：(Klein: 1999: 85) より加工

図6 コーホートごとの変化（関係比率）



出典：(Klein: 1999: 86) より加工

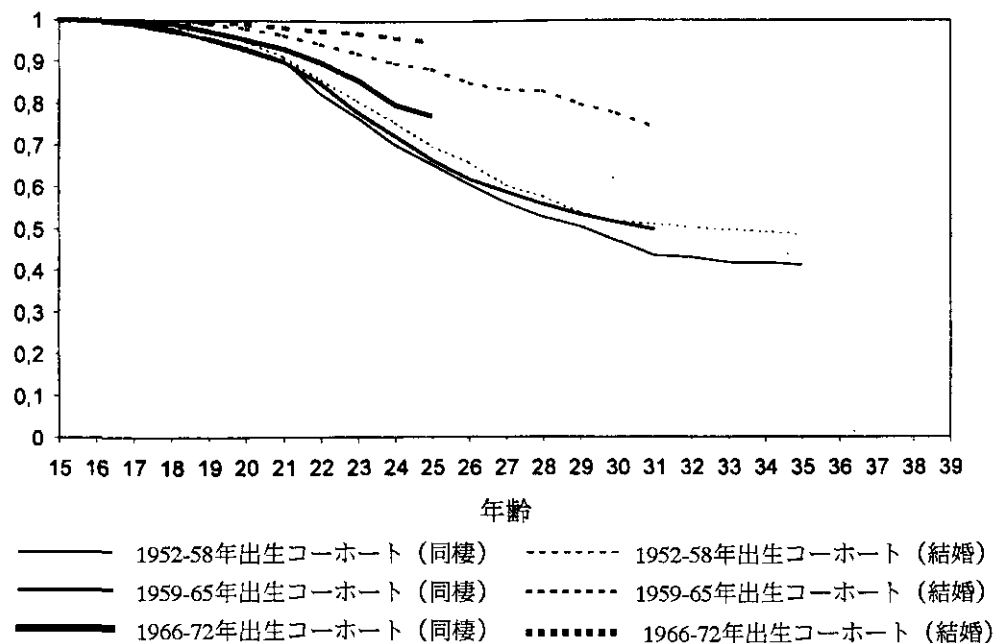
図7 初めて同棲・結婚に入る確率のコーホート別変化（女性）



註：確率は、生残率として表示してあるため、15歳を1として年齢とともに減少する。

出典：（Müller:1999:460）より加工

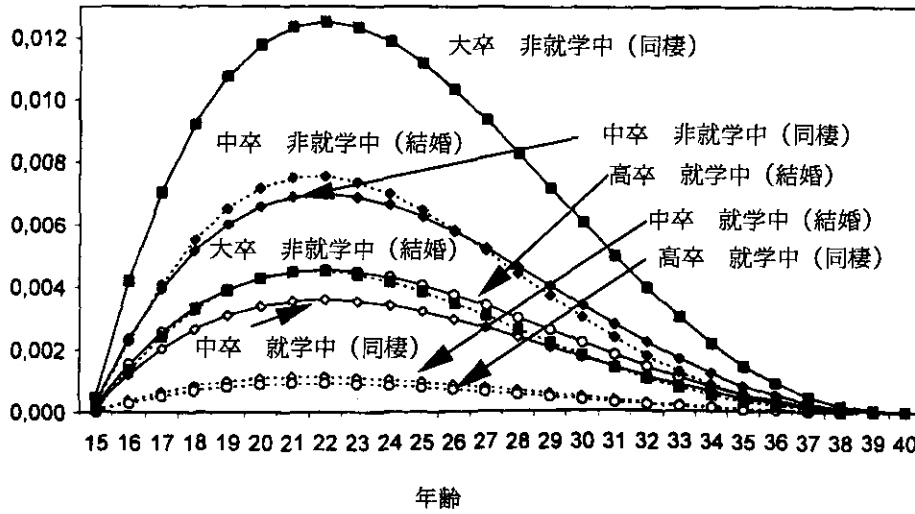
図8 初めて同棲・結婚に入る確率のコーホート別変化（男性）



註：確率は、生残率として表示してあるため、15歳を1として年齢とともに減少する。

出典：（Müller:1999:461）より加工

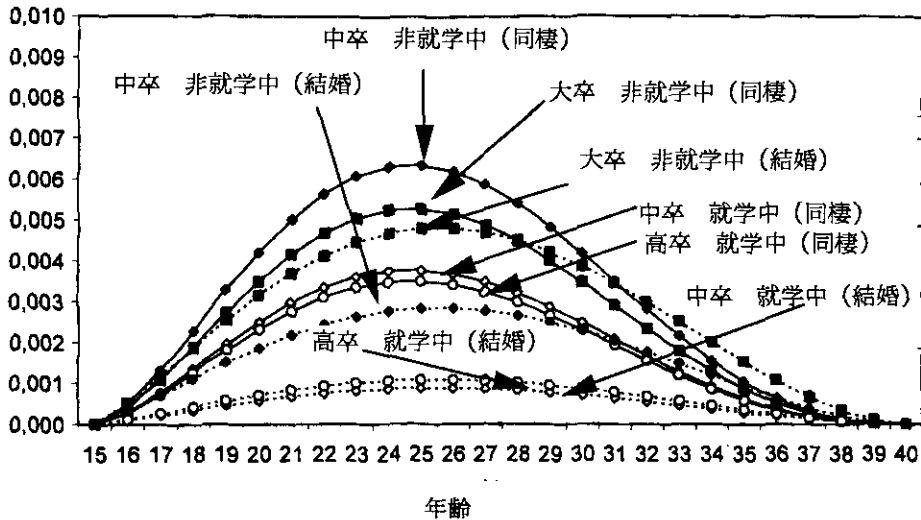
図9 初めて同棲・結婚に入る推計確率（女性）



註：学歴は、中卒（HauptschuleabschluSS）、高卒（Abitur）、大卒（UniversiitaetavschulSS）で、日本の場合より、やや高い点に注意。

出典：（Müller:1999:464）より加工

図10 初めて同棲・結婚に入る推計確率（男性）



註：学歴は、中卒（HauptschuleabschluSS）、高卒（Abitur）、大卒（UniversiitaetavschulSS）で、日本の場合より、やや高い点に注意。

出典：（Müller:1999:465）より加工

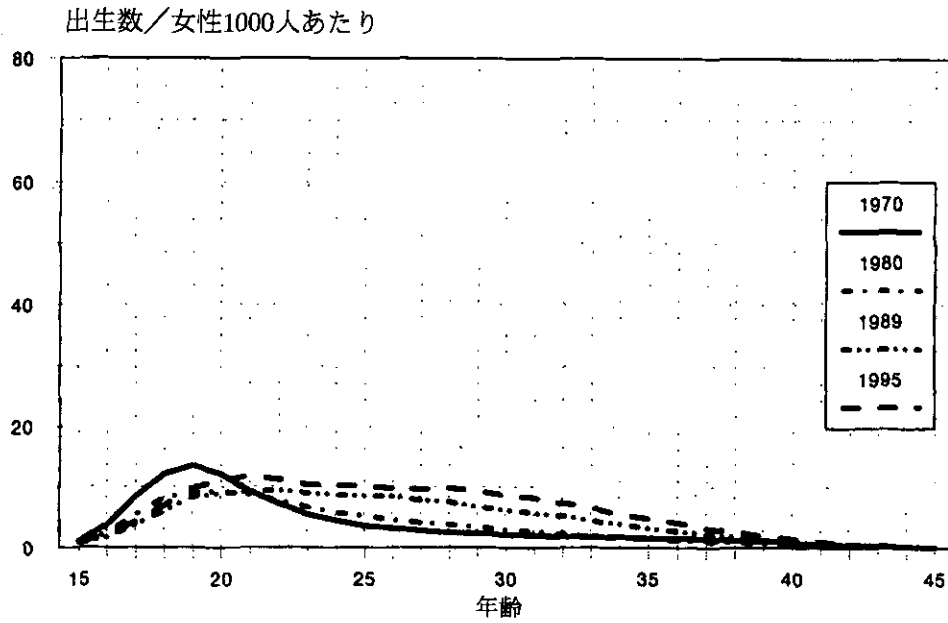
表1 初めて同棲・結婚に参入する確率(旧西ドイツ地域:男女)

項目	女性			男性		
	モデル1	モデル2	モデル3	モデル1	モデル2	モデル3
定数	同棲	-15.2749 ***	-15.4955 ***	-15.4654 ***	-17.0605 ***	-17.2485 ***
	結婚	-17.2269 ***	-19.0424 ***	-18.7799 ***	-16.1173 ***	-17.6621 ***
Log (15歳未満)	同棲	0.9704 ***	0.9815 ***	0.9686 ***	1.7614 ***	1.7709 ***
	結婚	1.1107 ***	1.2494 ***	1.2144 ***	1.4240 ***	1.5234 ***
Log (40歳以上)	同棲	2.4937 ***	2.6436 ***	2.6033 ***	2.7886 ***	2.9876 ***
	結婚	3.0163 ***	3.6387 ***	3.4014 ***	1.9534 ***	2.6112 ***
学歴	同棲	0.0582 ***	0.0598 ***	0.0673 ***	-0.0185	-0.0164
	結婚	-0.0516 ***	-0.0199 ***	0.0170 ***	0.0526 **	0.0645 ***
就学状況	同棲	0.6644 ***	0.6191 ***	0.5798 ***	0.5212 ***	0.4636 ***
	結婚	1.8946 ***	1.5744 ***	1.3521 ***	1.1799 ***	0.9955 ***
両親からの離家	同棲		0.3934 ***	0.3792 ***		0.0029
	結婚		-0.3312 ***	-0.4636 ***		-0.2354
カトリック	同棲		-0.3570 ***	-0.3506 ***		-0.3856 ***
	結婚		0.5191 ***	0.5333 ***		0.5062 **
他の宗教	同棲		-0.2203 **	-0.2151 **		-0.1398
	結婚		0.3362 **	0.3475 **		0.1399
出身地:人口2万-5万人	同棲		0.0061	0.0185		-0.0226 **
	結婚		-0.2584	-0.2151		-0.3228 **
出身地:人口5万人未満	同棲		-0.1991	-0.1866 *		-0.1890
	結婚		-0.5530	-0.4735 *		-0.4328 **
出生コーホート: 1959-65	同棲		0.1704 **	0.1814 **		-0.0827 ***
	結婚		-0.7224 **	-0.6719 **		-0.8491 ***
出生コーホート: 1966-72	同棲		-0.2271 **	-0.2123 **		-0.4287 ***
	結婚		-1.5106 **	-1.4390 **		-1.5643 ***
妊娠中	同棲			1.4905 ***		2.0405 ***
	結婚			3.0007 ***		3.5208 ***
サンプル数		1030	1030	1030	575	575
LR	同棲	674	674	674	288	288
	結婚	1228	1510	2102	642	778
自由度	同棲	4	11	12	4	11
	結婚	4	11	12	4	11

註: ***信頼度1%、**信頼度5%、*信頼度10%、LR=2*[LogLikelihood(共変数ありモデル) - LogLikelihood(共変数なしモデル)]

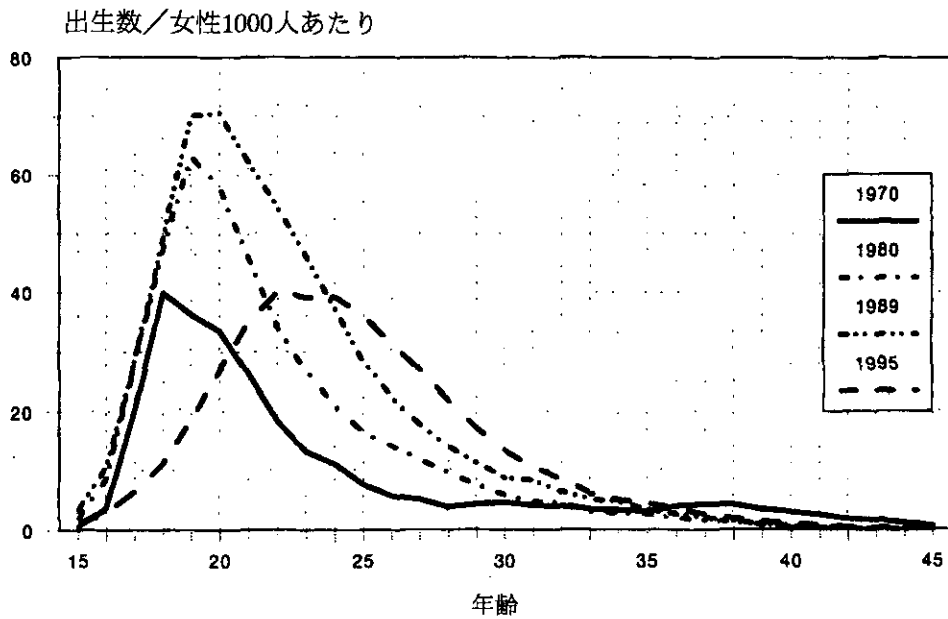
出典: R. Müller, T. Sommer und A. Timm, 1999: 462-463より加工

図11 非婚女性の年齢別出生率（旧西ドイツ地域）



出典：（Höhn, 1997 : 183）より加工

図12 非婚女性の年齢別出生率（旧東ドイツ地域）



出典：（Höhn, 1997 : 183）より加工

ドイツの家族政策の特徴と問題点

原 俊彦

1. はじめに

ナチス政権下の国家主義的・人種主義的な出生政策という不幸な経験を持つドイツは家族政策において一貫して慎重な立場を取っており、国家は結婚と家族に対して助成的機能を果たすに過ぎないとする考え（Subsidiaritätsprinzip）を基本に据え、国家による個人の領域への介入を抑制してきた（原 2000：111）。

しかし、その一方、ドイツの家族政策努力は EU の中でもフランスに次いで高い水準にあることが知られている。また先進諸国の家族政策と出生力の関係において、しばしば指摘されるように、この比較的高い家族政策水準にも関わらず、その出生力は極めて低く、政策努力が弱い割には出生力水準が高い、イギリスやアイルランド、アメリカ、カナダとの相違が注目されている（阿藤 1996：36）。さらに政策内容においても、児童手当や税控除など「家族負担の調整」に重点を置き、有子家庭の経済支援をめざしている点で、保育機会が充実する北欧諸国との違いが指摘されている（魚住 1996：24-56）。

そこで本稿では、1991-92年に実施された PPA（Population Policy Acceptance）⁽¹⁾と、同時に実施された FFS（Family and Fertility Survey）⁽²⁾の結果をもとに、他の調査国との比較からドイツの家族政策の特徴を確認するとともに、意識調査結果からみた、ドイツの人々の家族政策に対する期待や評価、家族政策における問題点について考察する。なおドイツの家族政策の制度や施策の詳細については、すでに別稿（原 2000：111-118、194-202）で扱ったので、そちらを参照されたい。

2. ドイツの家族政策の特徴

（1）家族政策への取り組み

ヨーロッパ各国の家族政策への取り組みは、EU 内の政策調整・統合が進む中で年々変化しており、その比較は容易ではないが、1993 年に出された「ヨーロッパ共同体の家族政策 12 の道 Zwölf Wege der Familienpolitik in der Europäischen Gemeinschaft」（E. Neubauer u.a. 1993:528）に従えば、大きく 4 つのタイプに分類されるという（Dorbritz&Fux 1997:34-36）。

まず第一のグループは家族政策に積極的な国々で、これにはドイツ、ベルギー、オーストリア、デンマーク、フランス、ルクセンブルクなどが含まれる。これらの国々は、比較的高い一人あたり GNP を有し、家族政策に比較的豊かな財政投入が行われている。とりわけドイツ、オーストリアでは扶養原則（Versorgungsprinzip）、ベルギーは社会保障原則（Sozialversicherungsprinzip）に基づいて家族給付が行なわれ、受給者は、当然の要求として給付を認められており、その必要性を証明する必要はない。また家族政策の意義も明文化

されている。

第二のグループは家族に対し選択的に支援を行っている国々で、オランダ、スイス、アイルランド、イギリスなどが含まれる。これらの国々は一人あたり GNP が EU の中で中間的な位置を占め、家族政策に対する財政投入は比較的少ない。たとえばオランダの場合、一人親世帯への支援は寡婦（寡夫）に限定されており、また家族と職業の両立も保育施設の不足などから困難となっている。国家レベルでの明文化された家族政策は追求されておらず、従って家族省のような組織はなく、基本的な施策の担い手は地域自治体や民間福祉団体に分散している。またスイスの場合も明文化された、国家レベルでの統一的な家族政策はなく、カントンや地域ごとに非常に異なる施策がとられている。スイスは確かに一人あたり GNP は極めて高いが、これに対し家族政策に対する財政投入は比較的少なくこの点からも第二グループに分類されるという。

第三のグループは特定の問題状況に置かれた家族に支援を限定している国々で、スペイン、イタリアがこれに含まれる。スペインは一人あたり GNP が比較的安く、このため家族政策への財政支出も限定されている。イタリアは一人あたり GNP が比較的高いが、財政支援は特定の所得層に限定されている。これらの国々では、家族支援は所得水準とリンクされており、受給者は、その必要性を証明しなければならない。しかも、この緊急支援も寡少であり、単に象徴的支援（symbolische Leistung）に過ぎないといわれている。両国とも支援は低所得家庭に限られており、養育休暇中の所得保障もない。また、これらの国において比較的まれな一人親世帯に対しては、支援は殆ど行われていない。

最後の第四のグループは、東ブロック崩壊後の社会変動過程にある国々で、ハンガリー、旧チェコスロバキアなどが含まれる。これらの国々には、かつての社会主義的家族政策の影響が残っており、PPA の調査時点では、社会主義国特有の、出生促進的な人口政策・家族政策がまだ制度的には存在するものの、経済危機やインフレーション、政治的混乱などから形骸化が進んでおり、家族政策に対する評価も旧体制下の経験を強く反映したものとなっている。この意味では旧東ドイツ地域もこのグループに含まれるといえる。

このように家族政策に対する基本姿勢という点では、ドイツは、ヨーロッパ各国の中でも、もっとも積極的なグループに分類される。

この点をさらに補足すると、1949年に制定されたドイツ連邦共和国基本法の第6条はワイマール共和国憲法の規定を引き継いで「婚姻および家族は国家的秩序の特別な保護の下に置かれる」と定めており、「家庭を築き、子供を育てることは社会の秩序維持に不可欠であり、国がそれらを保護することを基本的認識の一つとするとの立場」（古瀬徹・塩野谷祐一（編）、1999：259）を明確に取っている。確かにナチス政権下の人種差別的かつ強権的な人口政策に対する反省から、国家による個人的領域への介入を抑制し、国家は結婚と家族に対して助成的機能を果たすに過ぎないとする考えを基本に据えているが、その助成的機能の必要性が明文化されている点に特徴があるといえよう。

この結果、他の省庁よりは大幅に遅れるが、1953年には連邦家族省（現在の連邦家族高齢者女性青少年省）が創設されている。また1955年頃から本格化する家族政策においても、子どものいない家庭に比べ、有子家庭が被る大きな経済的負担を軽減する事を目的に、「家族負担の調整」が家族政策の中心的課題となってゆく。

つまり、子供のいる家庭は、子育てにより、子供のいない家庭より経済的な損失を被

る可能性があり、その負担を、税制面での配慮や児童・育児手当などを通じ調整することは、国家の重要な機能の一つであり、逆に子供を育てる者は、当然のこととして、そのような調整を受ける権利を持つので、あえて家族援助の必要性を証明する必要はないと考えられている。

(2) 財政的支援

ドイツのこのような家族政策に対する基本的姿勢は、財政的支援の手厚さという形で明確に現れている。

a. 税控除

たとえば、ドイツの児童扶養控除は、比較的所得が高く、後述の児童手当が収入の非課税額に満たない場合に、折半原則 (Halbteilungsgrundsatz) に従って、それぞれの親に適用されるもので、子供一人あたり年額 DM3,456 (約 18.3 万円：単親世帯で倍額)⁽³⁾ である。この児童扶養控除の適用によって教会税なども減額される。また 16 歳未満の子供を持つ場合には、さらに年額 DM3,024 (約 16.0 万円) の養育控除 (Betreuungsfreibetrag) が認められる。

この他に就学中の子供を持つ親には、教育控除 (18 歳未満の子供【親と別居】年額 DM1,800 (9.5 万円), 18 歳以上の子供 (親と同居) 年額 DM2,400 (12.7 万円), 18 歳以上の子供【親と別居】年額 DM4,200 (22.3 万円), ただし児童手当または扶養控除の適用がある場合に限られる) が適用される。

このような広汎な控除は、子供の有無が税控除に関係しないオランダの場合と、際立った対照をなしている。

b. 児童手当

ドイツは、また児童手当 Kindergeld の手厚さでも突出しており、その金額は年々増大しているが、最新の水準である 2000 年 1 月 1 日の改正で、第 1 子と第 2 子は月額 DM270 (約 1.4 万円)、第 3 子は月額 DM300 (約 1.6 万円)、第 4 子以降は月額 DM350 (約 1.9 万円) となっている。しかも支給は 18 歳までの全ての子供、27 歳までの就学中の子供、21 歳までの就業していない子供、心身の障害があり自立していない子供を持つ親が対象である (ただし 18 歳以上については、子供の年収が DM13,500 (約 71.6 万円) 以下という制限がある)。

このような手厚い児童手当はオーストリアも実施しているが、経済力の差もあり金額的にはドイツに及ばない。(2000 年 1 月現在の児童手当の基準額は 1450 ATS (第 1 子、満 10 歳以下の場合、1 万 1310 円/月⁽⁴⁾) から 2350ATS (第 3 子、満 19 歳以上の場合、1 万 8330 円/月)、基本的に未成年者 (満 19 歳まで) が対象だが、職業教育期間にある場合、最長 26 歳まで支給される)。

c. その他の経済支援

ドイツは、教育はすべて原則的に大学まで無料であるが、さらに、バフュック (Bafög : 連邦育英奨学法) や職業教育助成 (Berufssausbildungsbeihilfe) などの制度があり、高等教育に対する奨学金も充実している。

このほか、住居費の負担を支援することで低所得層の家計を補助する住宅手当があり、金額は家庭の収入、家族の人数、家賃の額や返済負担額によって異なる。また個人所有の

住宅に対する住宅所有助成もあり、児童追加手当などとリンクしている。

さらに年金制度についても 1921 年以降に旧西ドイツ地域に生まれた母親（もしくは父親）と、1927 年以降に旧東ドイツ地域で生まれた母親（もしくは父親）は、年金保障において、子育て期間が支払い責任期間(Pflichtbeitragszeit)に算入されることになっている。

（3）労働政策上の配慮

ドイツの場合、家族に対する財政的支援が早くから進み極めて充実しているのに対し、家族をめぐる労働政策上の配慮は、やや遅れ気味の傾向が見られる。

a. 育児休暇

就業する女性の増加に伴い、母親休暇制度と出産後 6 ヶ月までの母親手当が実施された始めたのは 80 年からであり、85 年には母親休暇と母親手当を廃止する代わりに、1 年間の育児休暇と育児手当が導入され、さらに統一後も東西の格差が大きかったこの育児休暇が、93 年 1 月 1 日以降、最長三年間へと延長され、育児手当の支給も 18 ヶ月から 24 ヶ月間に増額された。

つまり、乳幼児を養育しており、週労働時間が 19 時間以下の母親と父親は、子どもが満 2 歳になるまで月額 DM600（3.12 万円）を上限とする育児手当を受け取ることが出来る。ただしこの受給には収入による制限が設けられており、生後 6 ヶ月までは年収 DM100,000（520 万円）まで、また単親世帯では年収 DM75,000（390 万円）までが、完全受給の対象となる。また生後 7 ヶ月以降については、年収制限の下限額が、さらに DM32,300（168 万円）、単親世帯の場合は DM26,400（137 万円）高くなる。なお年収制限を越えると、支給額は、収入の上昇に伴って段階的に最低 DM0 まで引き下げられる。

b. 労働時間の弾力化

パートタイム雇用の推進は「家庭と就業の両立」（Vereinbaren von Familie und Erwerbstätigkeit）という点で、社会政策の核になる施策であり、またパートタイム雇用が増えることによって、雇用コストや失業コストを抑えることができるが、十分な財政支援が行われない場合には雇用の不安定化に繋がるという矛盾も見られるという（Dorbritz&Fux 1997:38）。

ドイツは、オランダほどではないが、家庭生活と、職業生活の時期的調整、パートタイム就業との調整を積極的に進めており、再就職支援（Hilfen für den beruflichen Wiedereinstieg）やパートタイム就業機会（Teilzeitarbeitsplätze）の提供に力を入れている。しかし、フルタイム就業と保育の充実を基本とするベルギーの場合ほどには、労働時間の弾力化は進んでいない。

（4）家庭外での保育機会

家族と就業の調和は多くの国々で家族政策の重要な課題と位置付けられており、ドイツも例外ではないが、これを具体的に支える家庭外での保育機会・施設の充実はあまり進んでいない。

たとえば、PPA が実施された 1992 年の段階でドイツの 0-3 歳未満の子供に対する家庭外保育の受給比率は約 2%であり、同時期のベルギーやハンガリーの 20-25%と比べかなり低い。ただし社会主義的家族政策の遺産が残る旧東ドイツ地域では、この比率は 54%

と高い。もつとも、その他の国も6%以下であり、とりわけオランダやオーストリアは、ドイツと同じ1-2%という低い水準にある。さらにスペイン、イタリア、スイスなどでは、この年齢の子供は母親か親戚によって保育されるべきものとされている。

これに対し3-6歳の就学前児童の家庭外保育の受給比率はスイスの50%からベルギーの100%までの間にあるが、オーストリア、スイス、スペインでは終日保育の機会は殆ど与えられていない。また就学児童については、ベルギーは昼休みの保育付き全日授業であり、スペイン、オランダも昼休みの保育はないが全日授業となっている。これに対しドイツ、オランダ、スイスは午前授業となっている(Dorbritz&Fux 1997:37)。

ドイツの場合、このような状況は、その後もあまり改善されておらず、1995年のデータでも保育所(Kinderkrippe または Tagesstätte)に通う0~3歳児の割合は旧西ドイツ地域で4.2%、旧東ドイツ地域で50.6%であり、保育制度の整備はヨーロッパの中でも比較的遅れていると言われている。ただし保育園、幼稚園、学童保育における保育や教育費は青少年局(Jugendamt)において、その全額か一部を受け取ることができ、これは保育ママ(Tagesmutter)を利用する場合にも適用される(原 2000: 115/191)。

(5) ドイツの特徴

このようにドイツの家族政策は、手厚い経済的支援と、長く保障された育児休暇制度とパートタイム雇用を中心とした「家族と職業の両立」、ヨーロッパの中でも比較的遅れた保育制度という特徴を持っている。

近年、EU加盟15か国にノルウェーとスイスを加え、母親と子供の養育に関する家族政策の比較を行ったM.ローキャンプ・ヒミツヒホーフエンは、次のようなドイツの特徴を指摘している(M.Lohkamp-Himmighofen, 1999: 59-60)。

- a. ドイツはルクセンブルクと並んで、家族と職業を交互に、あるいは家族形成期においては、むしろパートタイム就業を優遇するコンセプトに立っている。このため、両国とも育児手当を国の所得保障に組み込み、就業者のみでなく、無就業の母親(専業主婦)や父親にも交付する形をとっている。つまり、育児休暇・育児手当制度は、家族内における養育を保障するものとして理解されており、とりわけ子供が1歳未満の年齢では、両親が自ら子育てを行うことを前提に、これを支援することを主要な狙いとしている。
- b. これに対し、性別役割分業の解消や、そのための家族政策の変更・施策の追加(たとえば子育てへの父親の参加を強く促すような刺激)については、あまり高い優先度は与えられていない。むしろ家族政策は、子供は満1未満まで一定の養育者(最も理想的には母親)を必要としているという前提に大きく支配されており、母性と就業は同時には成り立たないものと見られている。
- c. このため、小さな子供のための保育施設・機会はあまり発達しておらず、また年長の子供のための施設や学校も大部分が午前保育・授業となっている。再統一後も、このような基本的方向性は変化せず、むしろ旧西ドイツ地域の「男女平等」や、「家族と職業の調和」に対する考え方が旧東ドイツ地域にも適用される形となり、結果的に旧東ドイツ地域の女性に、ライフスタイルや職業生活上の重大な変化をもたらしている。

3. 政策に対する意見と背景

(1) 施策のプライオリティ

このような特徴を持つドイツの家族政策に対してドイツの人々はどのような意見を持っているのだろうか。ここでは PPA の意識調査結果を中心に検討する。

PPA の質問中には家族政策上の施策に対する意見を訊く項目があり、「もしあなたが選べるとして、次の施策のうち何が一番重要と思われますか、個人的にもっとも望ましい施策を教えてください。」という形の質問に対する選択率を集計している(表1)。

この結果によれば、最も望ましい施策は、旧西ドイツ地域では、第1位が「有子家庭に対する所得税の低減」の15.4%、第2位が「有子家庭の住環境の改善」の14.8%で、これに「有子家庭の世帯所得への補助」9.6%、「小さな子供の養育のために休業せざる得ない親に対する経済援助」8.9%、「子供一人あたり200DMの児童手当支給」6.8%、「出産時おける経済援助」2.8%を加えると、過半数(58.3%)の人々が、何らかの経済支援策にプライオリティを置いていることがわかる。これに対し、就業上の政策を最重視する人は、第3位の「就業女性に対する母親休暇規定の改善」の10.2%、第4位「小さな子供がいる場合の就業時間の柔軟化」の10.0%、「有子家庭に対するパートタイム就業機会の充実」5.2%で、合わせて25.4%と4分の1程度に留まっている。さらに保育機会の充実関係では、第7位の「3歳未満の保育機会の充実」が7.4%、「3歳以上から就学年齢までの保育機会の充実」6.2%、「始業前、放課後、休暇中における、就学年齢の子供に対する保育施設の充実」2.6%の順となっており、すべて合わせても16.2%と、この種の施策を最重視する者は少数派であることがわかる。

旧東ドイツ地域でも、第1位は「有子家庭に対する所得税の低減」の18.3%、第2位が「有子家庭の世帯所得への補助」12.8%、第3位が「子供一人あたり200DMの児童手当支給」12.4%と、ランキングは多少異なるものの、他の項目も合わせて、全体の62.4%が何らかの経済支援策にプライオリティを置いており、就業上の政策を最重視する人は、第4位の「就業女性に対する母親休暇規定の改善」が11.4%と旧西ドイツ地域よりやや高いものの全体で23.7%、保育機会の充実関係は13.9%と、やはり少数派となっている。

ドイツで調査が行われた1992年5月-9月の時点では、旧東ドイツ地域はまだ統一後の混乱にあり、経済的苦境から経済的支援への要求が大きく、逆に就業や保育関係については、まだ旧制度の良い面が残っているために、このような傾向が現れているとも解釈できるが、旧西ドイツ地域については、そのような解釈は成り立たず、むしろドイツの家族政策の特徴は、人々の施策に対するプライオリティを忠実に反映していると解釈できる。

ただしプライオリティではなく、施策に対する選好度(大いに賛成の比率、重複選択)をPPA参加国の中で比較する(表2)と、たとえば「3歳未満の保育機会の充実」は、旧西ドイツ地域が57.3%(女性のみ61.6%)、旧東ドイツ地域は69.9%(同72.8%)で、40%前後のオーストリア、スペイン、スイスよりは高く、イタリアの62.8%(同65.5%)に並んでいる。これに対し、ベルギーは12.9%(同14.4%)、旧チェコスロバキアは27.7%(同27.7%)と、はるかに低い値を示しており、国際比較上、保育機会に対する関心が特

にドイツで弱いという訳ではない。

(2) 出生力低下の原因に対する見方

実際、「なぜ出生力が低下しているか」について、その原因を問う質問項目の結果（表3：重複回答、その項目を原因として非常に重要とした者の比率）をみると、旧西ドイツ地域では「より安楽な生活を求める傾向」55.7%、「住宅難」52.2%、「家族からの自由と自己実現の欲求」51.1%に次いで、第4位に「女性の就業率の上昇」49.9%、第6位に「不十分な保育施設」44.2%が挙げられており、女性の就業率が上昇するとともに仕事と家庭の両立が困難になる一方、「保育施設」の不備が出生力低下と結びついているといった認識があることがわかる。同様のことは旧東ドイツ地域にもいえ、1992年頃の状況を反映し、「経済不況と高い失業率」が78.1%と最重要視され、次いで統合による「高い養育費」が60.6%と問題にされているが、ここでも「不十分な保育施設」が47.2%と第4位に指摘されている。もっとも社会主義政権下で、すでに長期にわたり女性の就業率が高い旧東ドイツ地域の場合、「女性の就業率の上昇」は33.9%と、旧西ドイツ地域ほど問題とされていない。

他の国々との比較で興味深いのは、この「不十分な保育施設」を出生力低下の原因の一つとする者の比率は、ドイツがもっとも高く、次いでハンガリーの38.9%、その他の地域は20%以下となっている。また「女性の就業率の上昇」は、スペイン71.7%、オランダ60.1%、スイス52.9%と、これらの国の方が比率は高い。

(3) 家庭と仕事の両立における理想

さらに、もう一つのアプローチとして、職業と家庭生活の両立をどのように捉えているのかという点について、「家庭と仕事の両立における選好」を調べた質問項目の結果を（表4、択一選択）みてみよう。

旧西ドイツ地域の場合は「フルタイム就業で子供あり」を理想とする者の比率は11.2%で、10地域中、スイスの4.3%に次いで極めて低い。逆に旧東ドイツ地域は、フルタイム就業と保育の充実を家族政策の基本におくベルギーの61.6%ほどでないが、35.3%と二番目に高い。また旧西ドイツ地域は「パートタイム就業で子供あり」27.8%、「子供が小さいうちは無就業」23.7%、「子供がいる場合は無就業」21.9%となっており、このパートタイム就業指向と、子供優先の家族形態を合計すると全体の73.4%と、旧東ドイツ地域の54.3%とは際だった対照を見せている（もっとも、この合計比率はベルギーを除き、旧西ドイツ地域より他の国々の方が高い）。

そこでPPAに代えてFFSから、男女別の違いがみられる「家庭と仕事をする上で、女性にとっての理想の可能性」という同様の質問を選び、両ドイツ地域の違いをより詳しく検討してみよう（表5、択一選択）。

この結果によれば、旧西ドイツ地域では、女性は第1位が「一時離職」の24.5%、第2位が「永久退職」の22.1%となっており、合計で46.6%と半数近くの女性が専業主婦を理想としており、基本的に（子供がいる場合、あるいは子供が小さい時期の）「家庭と仕事」の両立を望んでいないことがわかる。また、この比率は男性でも各々21.9%、22.9%となっており、男性もパートナーがそのようなライフスタイルを選択することを望んでい

るが、その合計比率は 44.8%と、むしろ女性よりわずかに少ない。

これに対し旧東ドイツ地域の場合は、女性では「パートタイム就業で子供 2 人・以上」が 27.8%と第 1 位を占め、第 2 位が「フルタイム就業で子供 1 人」の 21.5%、第 3 位が「フルタイム就業で子供 2 人・以上」の 15.4%となっており、この比率は男性も、それぞれ 22.0%、20.4%、13.8%と殆ど変わりなく、男女とも「職業と家族」の両立に対する指向性が強い。

さらに同じデータを配偶関係別にみると（表 6）、旧西ドイツ地域では、有配偶の男女で第 1 位が「永久退職」の 27.6%、第 2 位が「一時離職」の 25.1%と、さらに専業主婦志向が強く、第 3 位が「パートタイム就業で子供 2 人・以上」の 19.6%、第 4 位が「パートタイム就業で子供 1 人」の 12.2%と、パートタイム就業による両立志向が、これに次いでいる。

また無配偶でも第 1 位は「一時離職」の 23.8%で、「永久退職」が第 2 位で 15.1%となっており、独身の若い男女が比較的多いはずの、この層でも専業主婦志向が 40%近くを占めていることがわかる。

これに対し旧東ドイツ地域では、有配偶の男女の第 1 位は「パートタイム就業で子供 2 人・以上」の 32.9%で、次いで「フルタイム就業で子供 1 人」の 18.9%、「フルタイム就業で子供 2 人・以上」の 17.1%と、就業に対する指向性が極めて強い。また独身の若い男女が比較的多い無配偶では第 1 位が「フルタイム就業で子供 1 人」25.6%、第 2 位が「パートタイム就業で子供 2 人・以上」の 18.1%と、フルタイム志向がさらに強く現れている。

ただし興味深いのは「フルタイム就業で子供なし」という選択肢で、これは女性の就業を優先し無子に留まることを意味し、専業主婦志向と対極をなすものであるが、このようなキャリア志向は、旧西ドイツ地域の有配偶で 7.5%、無配偶では 18.6%、旧東ドイツ地域の有配偶で 5.1%、無配偶では 13.8%と、いずれも旧西ドイツ地域の方が高くなっており、無子比率の上昇との関係でしばしば指摘される、家族セクターと非家族セクターへの二極化（polarization）傾向（Dorbritz&Höhn 1997：189）が、旧西ドイツ地域で、より強く現れているといえよう⁽⁵⁾。

4. 家族政策への評価と期待

（1）低い現状の政策への評価

ところで、このような指向性を持つドイツの人々は、現状の家族政策の効果をどう評価しているのだろうか？

同じく FFS で、政府が実施している現状の家族政策の効果について行われた質問に対する回答（表 7）をみると、その評価はあまり高くないことがわかる。

たとえば「何の効果もない」と、殆ど全否定的な評価を下している者は、旧西ドイツ地域で女性 52.3%、男性 53.9%、旧東ドイツ地域では女性 56.7%、男性 58.5%と、両地域とも過半数を越えており、政策効果に対する厳しい見方がうかがえる。

ただし個々の効果についてみると、旧西ドイツ地域では「機会均等を推進する」、「母

親がより多くの時間を子供と過ごせる」、「夫婦・家族に対する社会的評価の強化」の三つについては男女いずれも肯定的評価が半数を超えており、とりわけ「母親がより多くの時間を子供と過ごせる」ようになったという点では7割方の方が評価している。

旧東ドイツ地域でも、この点についてだけは過半数の人々が肯定的に評価しているが、他の点については、すべて半数以下であり、例外は「両親の生活を困難にする」という逆効果を肯定する回答で、女性で73.1%で男性で70.4%とトップを占めている。旧東ドイツ地域におけるこのような否定的評価は、旧体制下の経験と統一後の状況変化を強く反映したものと思われる。

ただし家族政策が持つと思われる人口政策的・出生促進的効果に対応する「夫婦がより多くの子供を持つ」、「希望子供数の実現」という二つの項目については、東西両地域とも極めて否定的であり、その点では全く共通している。

(2) 高い将来的政策への期待

このように現状の家族政策の効果に対しては両地域とも極めて否定であるが、しかし、だからといって、新たな施策に対し何の期待もしていないのかというと、そうでもなさそうである。たとえば、「子供を持つこと、子供をかまわてやること、子供を育てることなどを容易にすると思われる、次のような施策に対するあなたの個人的な評価を選んで下さい。」(表8)という、同調査の別の質問では東西両地域の男女の半数以上が上位12項目の殆どすべてについて「大いに賛成」と答えている。

とりわけ賛成比率が高いのは、旧西ドイツ地域では、「有子家庭の住環境の改善」(女性75.6%、男性70.6%)、「有子家庭に対するパートタイム就業機会の充実」(女性72.2%、男性62.7%)、「小さな子供がいる場合の就業時間の柔軟化」(女性71.0%、男性60.4%)で、子育てがし易い住宅環境の整備や、子育てとパートタイム就業の両立を助けるような施策に対する期待が高い。

また旧東ドイツ地域では、すべての項目について旧西ドイツ地域より期待が高いが、「有子家庭の住環境の改善」(女性83.9%、男性76.5%)が西と共通するものの、「子供一人あたり200DMの児童手当支給」(女性83.6%、男性72.9%)、「有子家庭に対する所得税の低減」(女性83.2%、男性75.7%)など経済的要求が目立つ。

なお「3歳未満の保育機会の充実」は、旧西ドイツ地域で第10位(女性61.2%、男性52.1%)、旧東ドイツ地域で12位-11位(女性72.9%、男性66.1%)となっており、両地域とも他の項目ほど期待は高くない。

ただし、これらの家族政策に対する期待の要因分析の結果(表9)によれば、旧西ドイツ地域では「経済支援策」的的要因が41%、「家庭と仕事との両立策」的的要因が12%と、どちらかと言えば、経済的な施策に対する期待の方が大きく、逆に旧東ドイツ地域では、前者が12%、後者が35%と、家庭と仕事の両立を支援する施策を重視する傾向が見られることがわかる(Roloff&Dorbritz 1999:234)。また、「家庭と仕事との両立策」の中でも「3歳未満の保育機会の充実」の重み付けが、旧西ドイツ地域で0.78、旧東ドイツ地域で0.70と高く、他の施策と比べてもかなり重視されていることがわかる。

このような家族政策に対する期待が、女性のライフスタイルによって、どのように異なるのか、逆にいえば、どのようなライフスタイルの女性が、どのような施策を重視して

いるかをみるために、旧西ドイツ地域について、「非常に重要」=1から「重要でない」=4までの得点を集計し、その平均値（小さい程、施策の重要度が高い）を求める（表10）と、次のような傾向が確認できるという（Roloff&Dorbritz 1999:236）。

- a. 家族政策的施策にもっとも高い期待を抱いているのは母子家庭（一人親、子供あり、就業）であり、殆どすべての項目で最低の平均値を示している。これは一人親家庭は共稼ぎ夫婦の場合より経済状況が厳しいと同時に、就業も避けられず、経済的支援と両立支援の双方を必要としているためと思われる。
- b. 次に期待が高いのは専業主婦（パートナーあり、子供あり、無就業）であり、その期待の中心は経済的支援—とりわけ、所得税減税や世帯収入への補助、出産時における経済援助、児童手当の増額などである。これは専業主婦として収入が制約されることにより、世帯所得が相対的に低下することによると思われる。他方、専業主婦であることにより、一人親ほど両立支援を必要としない。恐らく「子供が小さい間は、無就業」を理想とする者と重なると思われるという。
- c. 共稼ぎ女性（パートナーあり、子供あり、就業）の場合は、上記の2タイプより、政策に対する期待は小さいが、それでも子供がいない者よりは大きい。また、このタイプも両立支援よりは経済援助を選好する傾向があるという。このタイプの女性の家族政策への期待が比較的小さいのは、すでに「家族と仕事の両立」問題がかなりの程度解決されており（だからこそ共稼ぎが選択されている）、また共稼ぎであることにより経済的な問題も、上記の2タイプより、かなり軽減されていることによると思われる。また、このタイプがどちらかといえば経済的援助を選好する理由は、子供を持つことが社会的（経済的）不平等に繋がるとの意識が、この層にあるためであるという。
- d. 家族政策への期待が最も小さいのは無子の就業女性（子供なし、就業）で、これはパートナーなし（独居）、あり（既婚なしは同棲）のいずれの場合も同じである。このライフスタイルを選択する女性は、職業への指向性が強く、子供を持たない選択がすでになされており、このため政策への期待も小さい。また職業指向の強さから、子供が生まれた場合には「家族と仕事の両立」支援を重視する傾向が見られるという。

（3）政策効果に対する否定的見通し

以上のように無子の就業女性を除けば、ドイツの人々が将来的な家族政策に寄せる期待は決して小さくないが、しかし、もしそれらが実現されたとして、人々の行動は、変化するのだろうか。この点についてFFSでは「あなたが望む政策がもし実現したとしたら、その結果は？」という質問を行っている。しかし、その結果はあまり芳しいものではない（表11）。

東西両地域とも第1位は「もっと楽に望むだけの子供を持てるだろう」という曖昧な答えで（旧西ドイツ地域44.7%、旧東ドイツ地域44.0%）、いずれも、その支持者は半数に満たない。これに対し「間違いなく、（次の）子供をほしいとは思わない」という、極めて否定的な答えが旧西ドイツ地域で24.1%、旧東ドイツ地域では39.1%に上る。また「次の子供をもっと早く持てるだろう」といった出生タイミングに対する効果についても、

肯定派は旧西ドイツ地域で 28.2%、旧東ドイツ地域で 24.2%と、かなり限定的である。

つまり家族政策を将来的にさらに充実させることは認めているし、期待もするが、その結果として、何らかの出生促進的な効果があるとは考えていないし、また考えたくもないという傾向を、ここでも確認できるといえよう。

5. 考察ードイツの家族政策の特徴と問題点

(1) 特徴とその背景

すでに述べたように、ドイツの家族政策の特徴は、手厚い経済支援と、長く保障された育児休暇制度・パートタイム雇用を中心とした「家族と職業の両立」、ヨーロッパの中でも比較的遅れた保育制度にあるいえる。

まず第一の特徴である手厚い経済支援についてみると、一連の施策の背景には「家庭を築き、子供を育てることは社会の秩序維持に不可欠であり、国がそれらを保護する」ことは当然であるという一貫した政策理念があることがわかる。しかも、この理念は、さらに具体的に「家族負担の調整」Familienlastenausgleich という形を取り、理想的には、有子家庭が被る「子育てにともなう、すべての（相対的）不利益」をなくすことをめざしている。しかし、現実問題としては財政的制約もあり、実際の施策は、この不利益を可能な限り軽減する方向で進められている。このため、所得水準とは無関係に、子供を持つすべての人々に広く経済支援を行うことが原則的とされているが、施策の詳細においては財政負担を抑えるための様々な制限が存在するといえよう。

実際、意識調査の結果も、東西領域とも、この種の「家族負担の調整」をめざした経済的支援策に高いプライオリティを置いており、このようなドイツの家族政策の特徴は人々の意向をそのまま反映したものであると思われる。あるいは、上述のようなドイツの家族政策の理念的特徴が、人々の、そのような権利意識を形成しているという、逆の因果関係も想定しうる。が、いずれにせよ、この手厚い財政支援が人々の意識と高い整合性を持つものであることは間違いない。

同様に第二の特徴である、長く保障された育児休暇制度・パートタイム雇用を中心とした「家族と職業の両立」という点でも意識調査結果との整合性が読みとれる。たとえば、旧西ドイツ地域の場合、女性の就業率の上昇が「仕事と家庭の両立」を困難にしているとの認識が持たれたおり、また旧東ドイツ地域の場合には統合後の状況が、この困難を改めて増している。ただし、この認識が向かう方向は両地域でやや異なっているといえよう。

旧西ドイツ地域では、家族内における養育を保障するものとしての育児休暇・育児手当制度が必要とされており、とりわけ子供が小さいうちは、両親が自ら子育てを行うことを前提に、これを支援することが期待されている。実際、意識調査の結果は、旧西ドイツ地域で男女とも専業主婦家庭指向が極めて強いことを示しており、小さな子供を持つ場合には、「一時離職」か「永久退職」を望む者が半数近くを占めている。

これに対し旧東ドイツ地域では、むしろ「職業と家族」の両立に対する指向性が強く、これらの施策は、パートタイム就業やフルタイム就業と子育ての、両立・継続との関係で理解されているものと思われる。

ヨーロッパの中でも比較的遅れた保育制度という第三の特徴についても、同様の文脈から、政策と国民の意識の間に高い整合性があるといえよう。ただし、ここで興味深いの

は、「職業と家族」の両立に対する指向性が強い旧東ドイツ地域の場合で、将来の施策に対する期待において項目ごとの単純集計をみる限りでは、「3歳未満の保育機会の充実」は、旧西ドイツ地域で第10位（女性61.2%、男性52.1%）に対し、11位-12位（女性72.9%、男性66.1%）と、他の項目ほど期待は高くない点である。調査時点では、なお統一後の混乱にあり、経済的な苦境から経済的支援への要求が大きく、逆に就業や保育関係については、まだ旧制度の良い面が残っているために、このような傾向が現れているのか、あるいは、基本的（長期的）には旧西ドイツ地域と同じような指向性を持っているのか、この点については、さらに近年のデータで確認する必要がある。

（2）問題点

このようにドイツでは、家族政策の特徴と人々の意識との間に高い整合性があることが確認できる。しかし、だからといって全く問題がないかということ、それは大いに疑問である。

意識調査の結果は、まず第一に現状の政策効果に対する厳しい評価を示している。旧東ドイツ地域で、この傾向が強いのは十分理解できるが、旧西ドイツ地域でも「何の効果もない」との評価が過半数を占めるのは、なぜであろうか。

一つには、人々が政策効果という言葉から「夫婦がより多くの子供を持つ」、「希望子供数の実現」といった人口政策的・出生促進的効果をイメージして、これに反発している可能性が考えられる。現に「機会均等を推進する」、「母親がより多くの時間を子供と過ごせる」、「夫婦・家族に対する社会的評価の強化」の三つについては男女いずれも肯定的評価が半数を超えており、とりわけ最後の項目については7割方の人が評価している。

しかし第二の将来への政策への期待をみると、男女の半数以上が上位12項目の殆どすべてについて「大いに賛成」と答えており、この点から考えても、ドイツの人々が、現在の施策にまだまだ満足していないと解釈する方が妥当であろう。

とりわけ、将来への期待として東西両地域とも「有子家庭の住環境の改善」がその筆頭に挙げられており、他の施策についてのプライオリティは両地域で異なるものの、有子家庭が被る「子育てにともなう、すべての（相対的）不利益」をなくすという理想に照らした場合、現実には遙かに遠いという評価にならざる得ないのではないか。

特に旧西ドイツ地域で問題となるのは、政策の受け手による評価の違いである。

J.ロルフ、J.ドルブリッツらの分析にもあるように、もっとも家族政策への期待が高いのは母子家庭（一人親、子供あり、就業）であり、この層は経済的支援と両立支援の双方を必要としている。しかし一人親であるために発生する所得の相対的格差を、共稼ぎの場合と遜色ない形で調整することは果たして可能だろうか。あるいは所得調整は諦めるとしても、共稼ぎの場合と同程度の「就業との両立」は実現するであろうか。またオーストリアでは母子家庭に対する育児休業手当の増額を実施したところ、意図的に結婚を遅らせ増額給付を受けるケースが急増したことがあった（原 2000：138）が、この層への支援をさらに強化するとすれば、いわゆる一人親と、事実上のパートナーはいるが別居しているケースを、制度的に、どのように区別するのかといったことも避けて通れない問題となる。

次いで政策への期待が高いのは専業主婦（パートナーあり、子供あり、無就業）であ